

第2回岡山市一般廃棄物処理業等合理化専門委員会会議概要

1 日 時 平成20年9月26日(金)午前10時~午後0時10分

2 場 所 岡山市役所議会棟2階 環境消防水道委員会室

3 出席者

委員：奥田委員長、真鍋副委員長、江里委員、兼松委員、菊池委員、窪津委員、佐藤委員、二宮委員、和田委員

岡山市：村手副市長、繁定環境局長、松田環境局統括審議監、栗原下水道局審議監、吉原計画調整課長、岡本環境事業課長、三宅環境事業課課長代理、その他関係部局職員

4 傍聴人 2人

5 会議の概要

(1) 開 会

前回、欠席だった江里委員の挨拶の後、第2回専門委員会の会議の召集について協議が行われ、委員長が了解し、傍聴希望者の傍聴を許可し議事に移った。

(2) 説明及び質疑の内容

【前回の質問事項についての説明】

質 問：処理施設で処理された後の残渣は、何パーセントぐらいが有効利用されているのか。

岡山市：平成19年度のし尿の収集量は、71,550KLで、当新田浄化センター以外の浄化センター等へ搬入され、浄化槽汚泥の収集量は、138,214KLで、当新田浄化センターとそれ以外の浄化センター等へ搬入される。当新田浄化センターで、2,282t、それ以外の浄化センター等で5,854t脱水ケーキが発生する。他に、大型合併処理浄化槽については、現地脱水により脱水ケーキが588t発生し、現地脱水と当新田浄化センター分の合計2,870tはコンポスト化される。他の浄化センター等分は、再利用及び焼却処分しており、コンポスト化が4,679t、焼却処分が1,175t、セメントの原料にもなるが、下水道汚泥と合わせた処理のためセメント化の数量は不明である。何パーセントぐらいが有効利用されるかとの質問だが、パーセント表示が出来

ないので量の説明となった。

質 問：合理化事業の転廃業助成金等について、岡山市に当てはめて計算した例及び1台当たりの金額をベースに代替業務の金額を定めるような他都市の例はあるのか。

岡山市：本日の議事の2番目、他都市の合理化事業の中で説明したい。

議題 平成19年度事業仕分けについて

【平成19年度事業仕分けの概要説明】

岡山市：平成19年度事業仕分けについて、資料により、岡山市の事業仕分けの趣旨・概要、「下水道整備事業等の普及に伴う一般廃棄物処理業の合理化事業の進め方について」の市民事業仕分けの概要及び結果等を説明。

委 員：特に質問なし。

議題 他都市の合理化事業について

【他都市の合理化事業の概要説明】

岡山市：平成20年度に調査した資料により、他都市の合理化事業計画策定状況、合理化事業の内容等について説明。

【他都市の合理化事業計画について】

委 員：簡単な長短の比較はできないが、岡山市としてこの案がいいというのがあるのか。

岡山市：次の合理化事業計画があるので、どれがいいというのはいえない。ただ、市民の方には1車当たりの金額を算定して減車することに支援をするというのが分かり易いのではないかと。また、自治体の財政負担を考えると新たに予算措置が必要な金銭での対応よりは、代替業務があるのなら金銭換算をして代替業務での対応がいいのではないかと。さらに、金銭措置と代替業務を組み合わせる自治体もあり、合特法の趣旨は、その転業支援を図っていくために技術とか知識を身につけていくものなので、幾らかの金銭と代替業務の提供というところも理解できる。

【県知事の承認について】

委員：合理化事業計画は、県知事の承認を受けているところとそうでないところがあるが、承認は受けなければならないのか。

岡山市：「合特法」の第3条に一般廃棄物処理業等についての合理化事業計画の承認についての項目があり、都道府県知事の承認を受けることができると定められており、必ず受ける必要は無い。基本的には、業者と合理化事業計画について合意して、計画を実施すればよく、必ず承認を受けねばならないということではない。

【支援額の設定等について】

委員：支援額の設定について、他の事例でも国土交通省の損失補償基準を用いているところがあるということは分かったが、市民感覚としては他府県の例を見ても高いのではないかと思う。今後の計画を策定するにあたって市は、どのような基準、方法を考えているのか。

岡山市：今後提案させていただく、今日の段階では提示は出来ない。

議題 合併地区の合理化事業について

【合併地区の合理化事業の概要説明】

岡山市：資料により、合併地区の合理化事業についての経緯、下水道等の供用開始時期、協定書・覚書の内容及びし尿収集・浄化槽汚泥処理の現況等について説明。

【岡山県環境整備事業協同組合との関係について】

委員：旧4町は、それぞれ実情に応じたような協定になっていると思うが、県の協同組合が立ち会っている。理念とか方針は、共通のものがあると思っていいのか。

岡山市：県の協同組合には、全ての業者が加入しており、ほぼ同じ支援措置等をやっていくという考えで、指導もされている。

【合併地区の統一について】

委員：合併地区は統一する必要はないのか。それぞれの地区で実施していけばいいということか。

岡山市：合併協議の中で、それぞれ合併地区ごとに岡山市との統一方法が協議されて

おり、し尿料金等制度は合併前のまま引継いでおり、今後統一に向けて調整する必要があると考えている。

【業界からの要望について】

委員：今回の見直しについて業者団体や組合から何か要請とかはあるのか。

岡山市：次期計画に向けての協議を早く進める必要があるというのは、お互いの意向としてあるが、この委員会のご意見等も踏まえて協議に入りたいと考えている。

議題 その他について

【今後のスケジュールについて】

委員：今後のスケジュールについて教えてほしい。

岡山市：予定は少し遅れるかもしれないが、10月に3回目で合理化事業計画の論点整理、4回目合理化事業計画（案）の審議、11月に第5回目合理化事業計画の策定に関する論点について関係者の方の意見聴取、第6回目が合理化事業計画に対する提言のとりまとめを予定にしている。

【論点整理について】

委員：論点がいずれ出てくるのだろうが、きょうまでの説明では論点が把握しにくかった。具体的にはどういうものが論点になるのか。

岡山市：前回策定したし尿処理業の合理化事業計画に浄化槽清掃業をあわせて考えるかどうかということ。1車当たりの支援額が高いと言う意見があり、金額をどうしていくかということ。合併地区をどうしていくかということ等が論点になる。

委員：高いか安いか論点になると言うが、言葉だけでは主観的なものであり、客観的な物差しがない段階では、評価しにくい。国交省の基準等説明を受けたが、他に基準があるのなら出してもらいたい。高いというのは感覚だけの話か基準が何かあっての話なのか。2、3案を示して欲しい。

岡山市：1車当たりの評価基準は国から示されてなく、各自治体が業者と合意すればいい。その額について審議会等に諮られるところもある。内部で議論し、業

者側と交渉して決めていくこととなる。いずれにしても、合意しないと合理化事業計画は成り立たないので、議論をお願いし、基準となるものを示していきたい。

(3) 事務連絡

事務局から、次回専門委員会を10月10日ごろを予定し、し尿処理施設の視察の提案。了解を得て閉会。